

大学設置認可申請入門

学校法人東北学院法人事務局庶務部庶務課
長山 琢磨 (t-nagayama@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)

※本セミナーの内容は個人の見解であり所属機関の見解ではありません

今日言いたいこと

- 「New Normalの大学教育」は設置認可にも及んでいる。
 - オンライン申請の導入、事務手続の変化。紙媒体の「事務処理」からデータマネジメントへの移行。
 - 求められる職員の能力も変化？
- 反面、設置認可に関する重要な知見は以前から変わっていない？
 - 古い資料を手がかりに現在を俯瞰する。
 - 設置認可に関わる大学職員は、50年以上前から「プロデューサー」としての役割を期待されていた。
- 大学設置認可申請の業務は「総合格闘技」である？
 - 大学設置認可制度は「大学設置基準」を実装する業務である。
 - 立ち技、寝技、関節技、色々な「技」を駆使して立ち向かう。
 - 事務職員としての基本を身に付け、「強み」を生かした「総合力」を身につけられる。

アウトライン

1. 大学設置認可制度とは何か
 - 法令の構造、質保証システム、大学設置基準
2. 設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法
 - 「大学教育デザイン鳥瞰図」の紹介
 - 情報収集方法
 - 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」の読み方
3. 具体的な事務手続で留意した方が良い点
 - 工程表（ガントチャート）の作成
 - 事務相談
 - 申請書類作成の留意点
4. おわりに

講師の略歴

長山 琢磨（ながやま たくま）

- 職務経歴の概略は以下のとおり

所属機関	所属部署	担当業務	備考
(学)嘉悦学園	法人事務局企画室	企画業務	2005～2006年度
	嘉悦大学学生総合サービスセンター	学生支援業務	2007年度
	嘉悦大学学長室	学長秘書・企画業務	2008～2011年度
	嘉悦大学教務センター	学生支援業務	2012年度～2015年度
	嘉悦大学IR推進室	調査・分析業務	2014年度～ ※教務センター兼務
(学)東北学院	法人事務局庶務部庶務課	庶務業務、幼児教育、中等教育部門の補助金申請、行政手続、設置認可申請業務など	2016年度～現在に至る

- その他の経歴は[リサーチマップ](#)に掲載しています。

これまで経験した設置認可申請等

所属機関	対象学校種	開設年度	内容	備考
(学)嘉悦学園	中学校・高等学校	2006年	中学校・高等学校の共学化に伴う名称変更、収容定員変更認可申請、登記事項変更登記完了届	東京都生活文化局
	大学(大学院)	2010年	大学院修士課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(大学院)	2012年	博士後期課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(学部・学科)	2012年	既設学科の改組及び短期大学の学生募集停止を組み合わせた学部新設に伴う文部科学省への学部設置届出	文科省大学設置室
(学)東北学院	大学(学部・学科)	2016年	文学部教育学科の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(学部・学科)	2016年	同学科設置に伴う寄附行為変更認可申請	文科省私学行政課
その他	-	2018年 2019年	役員変更届、役員変更登記、登記事項変更登記完了届、資産総額変更届	文科省私学部参事官付総括係 宮城県総務部私学・公益法人課
	-	-	寄附行為変更認可申請(設置を伴わないもの)	文科省私学部私学行政課

©TAKUMA Nagayama

4

プログラムの概要

シラバスから抜粋

- 大学設置認可制度は、我が国の質保証システムに位置付けられており、大学設置認可申請に事務職員として関わることで、組織改革を通じた教育改革にも繋げることができる業務です。しかし、**実務を経験しないとイメージがしにくい点**もあり、担当者になった場合、どのような点に留意して業務を進めればよいのか把握しておくことが重要です。
- そのためには大学設置認可制度、自組織の文脈・教育実践を統合し、新たな価値の創造に繋げる担当職員の力量が大切です。本講義では、大学設置認可制度の概要を概観し、**具体的な事務手続で留意した方がよい点**、設置構想の構造化の考え方など、**講師のこれまでの経験を織り交ぜて**講義を行います。
- また、途中でケースを用いたワークを実施することで、より具体的なイメージが掴めるようにしたいと思います。

2702D ワーク・講義併用

大学設置認可申請入門

長山 琢磨 (学校法人東北学院 法人事務局庶務課庶務課 課長補佐)

講師経歴
リサーチマップを御参照ください。URL: //researchmap.jp/?mapname
これまで大学設置認可申請業務として、大学設置認可、学則改組、博士後期課程設置及び寄附行為変更認可申請などを一任的に経験してきました。

プログラム概要
大学設置認可制度は、我が国の質保証システムに位置付けられており、大学設置認可申請に事務職員として関わることで、組織改革を通じた教育改革にも繋げることができる業務です。しかし、実務を経験しないとイメージがしにくい点もあり、担当者になった場合、どのような点に留意して業務を進めればよいのか把握しておくことが重要です。そのためには大学設置認可制度、自組織の文脈・教育実践を統合し、新たな価値の創造に繋げる事務職員の力量が大切です。本講義では、大学設置認可制度の概要を概観し、具体的な事務手続で留意した方がよい点、設置構想の構造化の考え方など、講師のこれまでの経験を織り交ぜて講義を行います。また、途中でケースを用いたワークを実施し、より具体的なイメージが掴めるようにしたいと思います。

講師・事前課題
研修内容 「研修内容に関する大学設置認可申請の関連分野のための基礎的学習」東京大学大学院教育学部教育行政学研究所紀要 20巻 (2001)
URL: //repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/01/0022/19123/F01a
これからの大学設置認可申請人材育成に関する第一号-JPDF フォームでの ① 講義録を添って (2020)
URL: //www.kahoku.kyoto-u.ac.jp/forakari/forakari/pdf/202004212726.pdf

主な受講者対象
設置認可申請業務に関心のある事務職員 (経験年数はありません)。設置認可申請業務は様々な業務領域と関連するため、幅広い層の方の御参加をお待ちしています(後員の方の参加が望ましいです)。
※添付に該当しないことのある事務職員の方は、申込フォーム「備考欄」にその旨を記入してください。

謝辞事項
1. 大学設置認可制度の概要を概観し、我が国の質保証システム上での位置付けについて説明することができます。
2. 大学設置認可制度の事務手続について、事務職員としての留意点を説明することができます。

日時
8月27日(金)12時30分~14時30分

©TAKUMA Nagayama

5

プログラムの到達目標

シラバスから抜粋

1. 大学設置認可制度の概要を把握し、我が国の質保証システム上での位置付けについて説明することができる。
2. 設置認可制度の事務手続について、事務職員としての留意点を説明することができる。

2702D ワーク・講義併用

大学設置認可申請入門

長山 琢磨 (学校法人東北学院 法人事務局庶務課庶務課 課長補佐)

講師経歴
リサーチマップを御参照ください。URL: //researchmap.jp/?mapname
これまで大学設置認可申請業務として、大学設置認可、学則改組、博士後期課程設置及び寄附行為変更認可申請などを一任的に経験してきました。

プログラム概要
大学設置認可制度は、我が国の質保証システムに位置付けられており、大学設置認可申請に事務職員として関わることで、組織改革を通じた教育改革にも繋げることができる業務です。しかし、実務を経験しないとイメージがしにくい点もあり、担当者になった場合、どのような点に留意して業務を進めればよいのか把握しておくことが重要です。そのためには大学設置認可制度、自組織の文脈・教育実践を統合し、新たな価値の創造に繋げる事務職員の力量が大切です。本講義では、大学設置認可制度の概要を概観し、具体的な事務手続で留意した方がよい点、設置構想の構造化の考え方など、講師のこれまでの経験を織り交ぜて講義を行います。また、途中でケースを用いたワークを実施し、より具体的なイメージが掴めるようにしたいと思います。

講師・事前課題
研修内容 「研修内容に関する大学設置認可申請の関連分野のための基礎的学習」東京大学大学院教育学部教育行政学研究所紀要 20巻 (2001)
URL: //repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/01/0022/19123/F01a
これからの大学設置認可申請人材育成に関する第一号-JPDF フォームでの ① 講義録を添って (2020)
URL: //www.kahoku.kyoto-u.ac.jp/forakari/forakari/pdf/202004212726.pdf

主な受講者対象
設置認可申請業務に関心のある事務職員 (経験年数はありません)。設置認可申請業務は様々な業務領域と関連するため、幅広い層の方の御参加をお待ちしています(後員の方の参加が望ましいです)。
※添付に該当しないことのある事務職員の方は、申込フォーム「備考欄」にその旨を記入してください。

謝辞事項
1. 大学設置認可制度の概要を概観し、我が国の質保証システム上での位置付けについて説明することができます。
2. 大学設置認可制度の事務手続について、事務職員としての留意点を説明することができます。

日時
8月27日(金)12時30分~14時30分

©TAKUMA Nagayama

6

ワーク1 (大学設置認可制度と質保証システムの前テスト)

まず簡単に理解度チェック

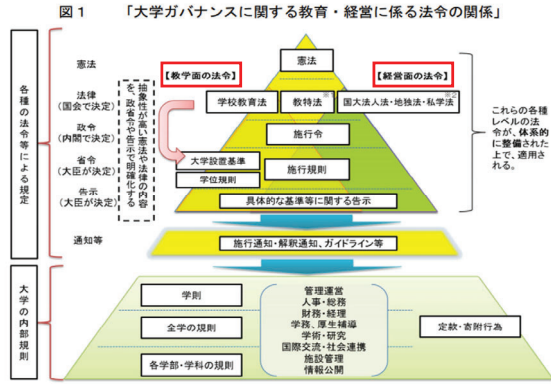
- 大学設置認可制度
- 質保証システム
- これらの基本的理解度がどの程度か、クイズを実施します。以下のURL又はQRコードから回答してください。
 - https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfzfoncX_PrV01vXIOq7f14Oywg_Y3KHi9EsodqJGZTc3rm3dw/viewform



©TAKUMA Nagayama

7

1. 大学設置認可制度とは何か (1)



出典：中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（2014/02/12）

©TAKUMA Nagayama

法制度と設置認可の関係

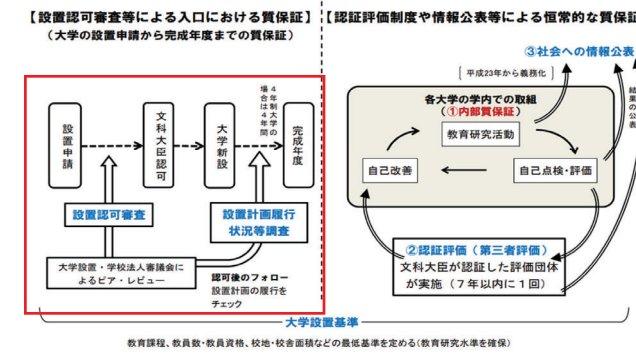
- 法令で規定された枠内で、各法人が大学を設置し、教育等を行うことができる。
- 大学を取り巻く法令面の構造を把握して、（設置認可を含む）大学経営を行うことが重要。

私立大学のケース

- 教学面の法令 = 設置認可申請書
 - ※学校教育法、大学設置基準等
- 経営面の法令 = 寄附行為（変更）認可申請書
 - ※国立大学法人法、私立学校法、地方独立行政法人法、等

1. 大学設置認可制度とは何か (2)

我が国の大学の質保証のイメージ図



出典：中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料、質保証システム部会（第9回）会議資料（2021/07/07）

©TAKUMA Nagayama

1. 大学設置認可制度とは何か (3)

設置認可制度の概要

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学科
- 大学院、大学院の専攻科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の専攻科・専攻及び短期大学の学科については、指定する大学の種別と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設0ヶ月）
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 卒業生の定数、及び人材需要等社会の実情があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 施設、資料設備、教職員及び始業職員等の確保に係る大学等の設置でないこと。
- 専任教員等の不足が定めて一定期間を超過していない場合等でないこと。

大学設置基準に基づく実態の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を開発させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教員組織】

当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員確保】

- ◆大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。
- ◆名称、施設・設備等
- ◆大学の学名及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ◆大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員確保

- ◆研究の業績を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ◆専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

出典：中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料、質保証システム部会（第9回）会議資料（2021/07/07）

©TAKUMA Nagayama

認可と届出の違い

- 大学、学部等新設は認可事項。一定の条件を満たせば「届出設置」が可能。
- 認可と届出の大きな違いは教員審査有無と事務的負担。
 - 認可
 - 設置認可申請書
 - 寄附行為変更認可申請書
 - 届出
 - 設置届出書
 - 寄附行為変更届出書
- 認可 = 新設、届出 = 改組と整理すると分かりやすい。

1. 大学設置認可制度とは何か (4)

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種別に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八條 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣の定めによる。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一條 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

第二條 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準とする。**

第三條 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態に陥らなければならないことにより、その実態の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学選抜
- ◆教育研究上の基本組織◆
- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織
- ◆教員組織◆
- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員
- ◆教員の資格◆
- 学長、教授等の資格
- ◆設置費◆
- 設置定員
- 収容定員

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等
- ◆事務組織等◆
- 事務組織
- 厚生補導の組織
- ◆共同教育課程に関する特別◆
- 国際連携学科に関する特別◆
- ◆選別◆
- 外国に設ける組織
- 段階的整備

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の履修科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既得単位の認定
- 長期履修・科目専修履修
- 卒業の要件

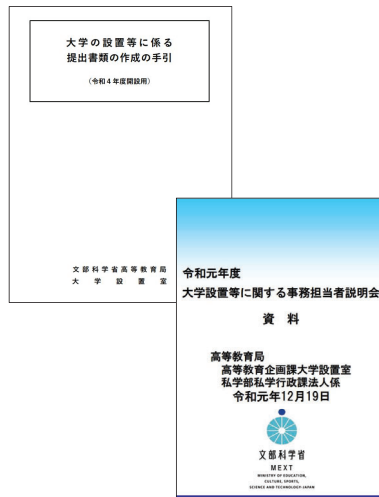
出典：中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料、質保証システム部会（第9回）会議資料（2021/07/07）

©TAKUMA Nagayama

1.大学設置認可制度とは何か (5)

業務の連続性

- 設置認可制度は体系化・規準化されている
 - 過去から現在まで制度が連続しているため、過去の業務も参考にできる。過去の設置認可業務の記録にも目を通しておくことで、的確な業務が行える。
 - 業務の連続性を考慮し、次世代職員の育成という視点も大切。
- 必ず参照しなければならない資料
 - 過去の設置認可申請書類
 - **例えば改組での新学科設置の場合、設置時の情報が無ければ手続できない。(業務の可視化が極めて重要)**
 - 毎年の設置事務担当者説明会資料
 - **変更事項は必ず確認しておくこと(細部が変わる)**
- 時間があるとき参照すべき資料
 - 過去の「大学設置審査要覧」(2003年以前)
 - 大学設置審査内規
 - 大学設置審査内規に関する申合せ
 - 大学院設置審査基準要項

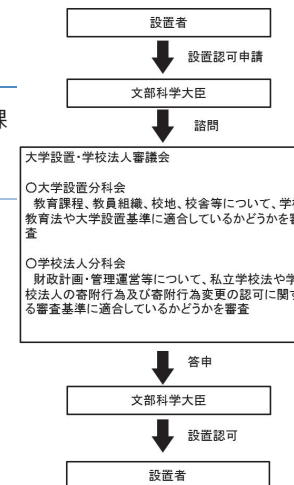


1.大学設置認可制度とは何か (6)

設置認可申請の構造 (私学のケース)

大学設置 分科会	設置認可申請書	高等教育局高等教育企画課 大学設置室
学校法人 分科会	寄附行為(変更) 認可申請書	高等教育局私学部 私学行政課法人係

- 認可申請の場合
 - 両方への認可申請書提出が必要。
- 届出の場合
 - 設置届出書を大学設置室に提出。
 - 受理後、私学行政課に寄附行為変更届出書を提出。



1.大学設置認可制度とは何か (7)



設置業務の汎用性

- 質保証の視点
 - 設置認可申請を行うにあたっては、質保証システム全体を見渡し、内部質保証に接続するように設置計画を作成しておくことが必要。
- ジェネラリスト育成の視点
 - **設置認可申請の担当者は、大学にまつわる全般的な知識(大学設置基準、教学マネジメント、学位制度、入試など)を身に付け、業務の経験を積むことで、大学職員として成長が期待できる。**
 - **一連の事務手続きを通して、事務処理能力の向上も期待できる。**

1.大学設置認可制度とは何か (8)

「大学教育の質保証」の要諦は何か

◆ 結局、何(誰)のための質保証か

➢ 「長い目でみて、大学にとって唯一意味のある重要なことは、**学術的成功(academic success)**である。それ以外の重要なことについて、大学は最終的に、非学術的なサービスをもっと効果的に提供できる他機関に置き換えられかねない。大学の学術的成功の基準になるのは、その大学の**学生の成功(the success of its students)**である。それ以外の基準はすべて派生的なものだ。」

(Rich 2006: 41)

➢ 「統合的で総合的な学生の学びと発達(holistic student learning and development)」

(Quinlan 2011)

組織としての「教育」の提供と質保証

◆ 組織的教育の実施

「学士課程教育を各教員の個人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、**教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要**」

(中教審 2012: 15)

◆ 教育の内部質保証

➢ 教育質保証の本丸は、カリキュラムの持続的な改善と、それを支える人材と組織の育成

➢ 開かれた場でカリキュラムを議論していく必要

出典：杉本和弘教授(東北大学 高度教養教育・学生支援機構)「大学教育の質保証—誰が何をどう保証するのか—」第22回大学教育研究フォーラム@京都大学吉田キャンパス,2016/3/17

質保証の目的は何か?

- 学術的成功 = 学生の成功 (言い換えれば「学生の成長」)
- 学術的成功のための組織的教育。教育の内部質保証によってカリキュラムを持続的に改善。
- 設置認可申請業務を通じて、「質保証を支える人材」として職員が関われる領域。

2.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (3)

大学設置基準の各規定と設置認可審査との関係 (学内組織①)

大学設置基準

基本組織

(学部)
第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じて組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学部以外の基本組織)
第六条 学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織 (以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有効かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 二 教育研究に必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

教員組織

(教員組織)
第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。
 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成するものとする。

設置認可審査

■基本計画書等で確認 (以下、参考イメージ)

※ 設置の趣旨等を記載した書類に書かれている、教員組織の編成の考え方及び特色についても確認

出典：質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について、質保証システム部会(第9回)会議資料 (2021/07/07)

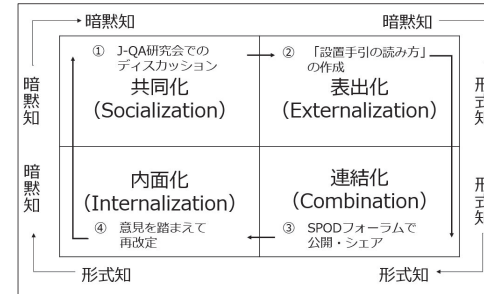
情報収集方法

- 2021年、設置認可担当者が最も見るべき情報は何か？
- 中央教育審議会大学分科会 質保証システム部会
- 2021年7月7日開催の第9回会議の以下は必読
 - [【資料4-1】質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割、主な各種論点について](#)
 - [【資料4-2】大学設置基準等に係る個別論点について \(設置認可、専任教員\)](#)

2.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (4)

「設置の手引の読み方 (オープンアクセス)」

- 作成経緯
 - 設置業務に携わる人向けの教材として作成。
 - Googleドキュメントで作成し、[誰でも使えるようにオープンアクセス化](#)。
 - 最新情報を更新し続けて「使える資料」化します。



「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」の読み方

概要：以下の項目について、[設置手引 \(令和4年度版利用\)](#)のページで説明
 作成者：J-QA研究会 (作成代表者：長山裕樹)
 作成日：2021/06/07 (2021/07/08更新)

- 前提となる資料
 - 公私立大学共通 (専門職大学も含まれます)
 - 申請・届出書類作成の手引、記入様式など
 - 「大学設置等に関する審議会設置委員会」
 - 特定地域内学部設置委員の追加の届出 (東京23区における大学の学部等の設置委員の届出) 等
 - 公立大学のみ
 - 公立大学法人の設置等の認可申請について
 - 私立大学のみ
 - 学校法人の附随行為の認可及び附随行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引 (令和3年1月改訂版)
 - 学校法人の届出・申請の手引
- 共通留意事項
 - 大学設置認可制度は年度毎に制度変更があるため、「前提となる資料」は、必ず最新版を参照すること。
- 主な認可・届出書類一覧 (P.357~359)
 - 行おうとしている手続が認可か届出かを確認します。
 - 私立大学で学部等の新設を行う認可である場合、「附随行為変更認可申請」の手続が別途必要になります。
 - 「認可」と「届出」の違い。

3.具体的な事務手続で留意した方がよい点 (1)

設置認可申請を行う前提条件

- 「平均入学定員超過率」
 - 算出方法
 - 平均入学定員超過率は、当該学部等の各年度の入学定員超過率を足した数を、修業年限で割った数を記入 (小数点以下第2位 (第3位切捨て))
 - 「学部等」とは学部単位なので、学科単体で基準を上回っていても、学部全体で基準の範囲内であれば申請は行える。
 - 計算例：○○学部の場合
 - $(1.02 + 1.02 + 1.02 + 1.07) \div 4 = 1.03$
 - 大学の規模に応じて、申請時の要件が異なるので、これから設置を考えている場合には現状把握を必ず行うこと。
 - この条件をクリアできず、申請を1年後ろ倒したケースもある。
 - 申請有無に関係なく、経年で把握しておくべき。

3 入学定員超過の取扱い

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」第1条第3号により、学部単位 (短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位) の入学定員に対する入学者の割合の平均 (平均入学定員超過率) が一定値以上の場合は認可しないことが規定されています。この取扱いは、申請に係る大学だけでなく、同一設置者 (同一法人) が設置する他の大学等も対象となります。認可申請に当たっては、学部単位の平均入学定員超過率が一定値未満であることを確認してください。

開設年度	区分	大 学			短期大学	高等専門学校
		4000人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
H29年度	平均入学定員超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
	H30年度	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度以降	平均入学定員超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満
		未済	未済	未済	未済	未済

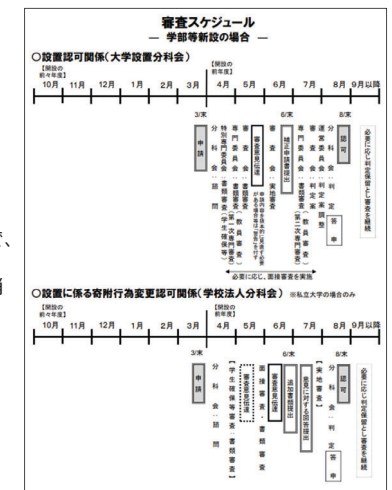
3.具体的な事務手続で留意した方がよい点 (2)

工程表を組む (ガントチャート)

- 設置の手引の「一般的な審査スケジュール」から逆算して工程表を作成する。
- 後ほど、発表者が作成した一例を提示します。

項目の立て方

- 手続方法 (認可申請・届出、寄附行為変更)、各大学によって必要書類が異なる。
 - 設置者側が適切に申請書類を作成することが基本なので、必要書類の洗い出しを誤りなく行うことが必要。
 - 申請書類の項目を洗い出した段階で、書類作成に係る消耗品等を準備。 (地味に大変で、重要な作業)



工程表（ガントチャート）の作成例

対応事項	進捗	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考（未確定事項等）	
基本計画書	作業中	[進捗バー]									編入学定員、教育学科の専任教員構成、機械・器具、標準の件数、教員1人当り研究員、定員超過率
教育課程等の概要	作業中	[進捗バー]									科目担当教員（決定しなければいけない）
授業科目の概要	未着手	[進捗バー]									専任教員（決定しなければいけない）
シラバス（授業計画）	未着手	[進捗バー]									専任教員について1科目任意に抽出したうえで作成する。
2以上の校地（校地ごとの状況）	依頼中	[進捗バー]									施設・設備状況（●●課に依頼済）
2以上の校地（教員の勤務状況）	依頼中	[進捗バー]									専任教員と担当科目（決定しなければいけない）
校地校舎等の図面	依頼中	[進捗バー]									専用・共用を色塗りした図面（●●課に依頼済）
学則	作業中	[進捗バー]									●●課と修正案について打ち合わせ済み（9月末）
教授会規程	完了	[進捗バー]									
意思の決定を証する書類	未着手	[進捗バー]									
設置の趣旨等を記載した書類	依頼中	[進捗バー]									設置準備室で手分けして作業中（10月中に完成予定）
学生確保の見通し等を記載した書類	未着手	[進捗バー]									9月より高校、企業にアンケートを実施。10月末に報告書提出。それを受けて●●課が作成。
教員名簿（学長の氏名等）	完了	[進捗バー]									
（学長の）教員個人調書	完了	[進捗バー]									
教員名簿（教員の氏名等）	作業中	[進捗バー]									科目担当教員が決定次第、「保存学位、月給基本給」（●●課）、「職務に従事する年の学任数」（●●課）の依頼を行う。
教員就任承諾書	未着手	[進捗バー]									科目担当教員が決定次第、全教員に依頼する（専任、兼担、兼任）。
専任教員の年齢構成・学位保有状況	作業中	[進捗バー]									【科目名簿】の担当教員が決定次第、作成予定。今年度末に博士号取得予定の教員がおり、年度末まで完成できない可能性あり。
（専任教員の）教員個人調書	作業中	[進捗バー]									作業中。専任教員●名を年内に完成させる予定。
入学生定員超過の状況	未着手	[進捗バー]									当該年度の入学者数が確定後、超過率を算出する。
判定カード	未着手	[進捗バー]									●●課の専任教員構成、科目担当が決定次第作成する。
審査対象教員一覧	未着手	[進捗バー]									同上。

3.具体的な事務手続で留意した方が良い点（3）【コロナ前】

設置認可申請書

- 認可申請
 - 正本1部
 - 抜刷35部
 - 調書15部
- 届出
 - 正本1部
 - 抜刷3部
- コロナ以前の特徴
 - 印刷して設置手引指定のファイリング方法で提出
 - 「古典的な事務作業」の正確性が重要

大学等の設置認可又は学部等の設置届出に係る必要書類

資料の呼称	手続の種類	認可申請				届出			
		大学新設	学部等設置	通信教育開設	学部等設置	通信教育開設	認定	収容定員変更	
1. 申請書、届出書		○	○	○	○	○	○	○	○
2. 設置の趣旨等を記載した書類		○	○	○	○	○	○	○	○
3. 学則		○	○	○	○	○	○	○	○
4. 専任教員の年齢構成・学位保有状況		○	○	○	○	○	○	○	○
5. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
6. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
7. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
8. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
9. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
10. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
11. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
12. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
13. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
14. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
15. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
16. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
17. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
18. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
19. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
20. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
21. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
22. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
23. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
24. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
25. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
26. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
27. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
28. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
29. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
30. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
31. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
32. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
33. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
34. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
35. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
36. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
37. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
38. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
39. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
40. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
41. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
42. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
43. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
44. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
45. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
46. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
47. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
48. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
49. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
50. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
51. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
52. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
53. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
54. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
55. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
56. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
57. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
58. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
59. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
60. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
61. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
62. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
63. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
64. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
65. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
66. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
67. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
68. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
69. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
70. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
71. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
72. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
73. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
74. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
75. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
76. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
77. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
78. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
79. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
80. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
81. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
82. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
83. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
84. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
85. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
86. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
87. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
88. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
89. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
90. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
91. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
92. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
93. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
94. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
95. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
96. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
97. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
98. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
99. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
100. 専任教員個人調書		○	○	○	○	○	○	○	○
提出部数		1	1	1	1	1	1	1	1
別途提出する書類									
別添提出する書類		○	○	○	○	○	○	○	○
別添提出する書類		○	○	○	○	○	○	○	○

私立大学の収容定員に係る学部変更認可申請又は届出に係る必要書類

資料の呼称	手続の種類	認可		届出	
		認定	収容定員変更	認定	収容定員変更
1. 申請書、届出書		○	○	○	○
2. 設置の趣旨等を記載した書類		○	○	○	○
3. 学則		○	○	○	○
4. 専任教員の年齢構成・学位保有状況		○	○	○	○
5. 専任教員個人調書		○	○	○	○
6. 専任教員個人調書		○	○	○	○
7. 専任教員個人調書		○	○	○	○
8. 専任教員個人調書		○	○	○	○
9. 専任教員個人調書		○	○	○	○
10. 専任教員個人調書		○	○	○	○
11. 専任教員個人調書		○	○	○	○
12. 専任教員個人調書		○	○	○	○
13. 専任教員個人調書		○	○	○	○
14. 専任教員個人調書		○	○	○	○
15. 専任教員個人調書		○	○	○	○
16. 専任教員個人調書		○	○	○	○
17. 専任教員個人調書		○	○	○	○
18. 専任教員個人調書		○	○	○	○
19. 専任教員個人調書		○	○	○	○
20. 専任教員個人調書		○	○	○	○
21. 専任教員個人調書		○	○	○	○
22. 専任教員個人調書		○	○	○	○
23. 専任教員個人調書		○	○	○	○
24. 専任教員個人調書		○	○	○	○
25. 専任教員個人調書		○	○	○	○
26. 専任教員個人調書		○	○	○	○
27. 専任教員個人調書		○	○	○	○

3.具体的な事務手続で留意した方がよい点（14）

【寄附行為（変更）認可申請書編（審査参考資料の作成）】

■手引には記載が無いが、対応が必要な事項

- ① 3月末に認可申請書を提出した後、「審査参考資料」の作成を求められる。
 - 「審査参考資料」は決算確定段階（6月）で差し替えが必要になる。
 - 具体的な書式等は公表されておらず、申請を行った設置者に対し、私学行政課からメールにて書式が提供される。
 - 私学部参事官付総括係に毎年提出する「学校法人実態調査」の様式に類似。
- ② 理事会・評議員会の議事録及び配付資料（写）
 - 開設前々年度の1月から申請時点までの直近。
 - 約2年分の理事会・評議員会資料なので、膨大な量になる（分冊可だが）
- ③ 提出期限：4月下旬
 - 以上の資料を短期間で準備する必要があり、非常にタイトなスケジュール。
 - 予め作業工程に盛り込んでおいた方が望ましい。

ワーク2（大学設置認可制度クイズ）

本セミナーで学習した内容の理解度チェック

■ここまでの学習内容について、達成状況がどの程度かを小テストで確認します。以下のURL又はQRコードから回答してください。

□<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSclTti30EVZS6opkIGM7aaxi7FU5Mr4Gbf0K2OWeVmGuOwBw/viewform>



3.具体的な事務手続で留意した方がよい点（15）

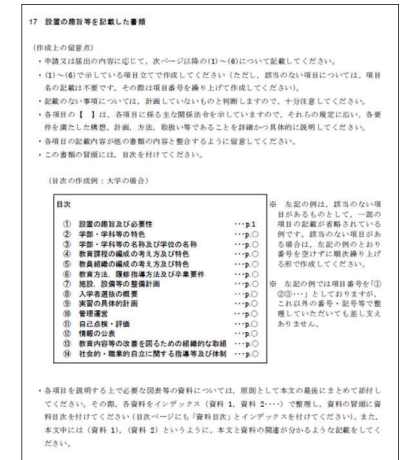
【教員とのやり取り編】

■「設置の趣旨等を記載した書類」の作成を一例に

- 設置の趣旨では「新設学科等でのような教育を行うのか」を記述する。よって、**通常は学部長又は学科長予定者が原案を書くことが多い。**
- ただし、記載にあたって参照を求められる資料（中教審答申を踏まえて書く、など）が多く、多忙な教学役職者の負担軽減が必要不可欠。項目別に教職協働で役割分担。
- 教員が原案を書く項目については、事務職員が支援する形態を取ると良い。
- 資料目次を作成する必要があり、Microsoft Wordの機能で目次・ページを自動生成するようにして効率化を図る。

■ポイント

- 教員には「教員にしかできないこと」を的確に依頼する。**
- 全体工程、事務的確認は職員が主導して、プロデューサー的な役割を担うことがポイント。



4.おわりに（1）

まとめ

- 大学設置は現行法の枠内で各大学が行える。ただし、設置認可制度の趣旨やコンプライアンスなどの諸条件を満たさないと、新たな学部・学科の設置はできない。18歳人口は確実に減少。変化に対して柔軟に対応できる大学が生き残る。(Adaptive University)

キーワード「準則主義」

- 設置認可、平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換。より具体的には法令上の要件を満たしていれば、主務官庁（文部科学省）は認可しななければならない。
- 適切な設置認可申請を行うためには、関係法令・設置関係業務を適切に理解し、必要に応じた業務改善が不可欠。IRデータの管理などが想定される。

質保証に事務職員として関わる

- 設置認可制度と質保証システムは一体的なもの。
- 大学側が主体的に設置認可制度を活用して、教学と管理運営を統合した戦略経営を目指すべき。そのこと自体が質保証システム全体の向上に繋がらる。

4.おわりに (2)

プロデューサーとしての事務職員

- 設置計画策定は事務職員が担い、プロデューサー兼教職協働の牽引役になる。
 - 教員を教育・研究の「専門職」として活かすため、研究者には専門性発揮に注力してもらう。
- 設置認可は教学と管理運営の両面からアプローチする。質保証システムを理解した上で担当することによって、所属機関の組織改革にも繋げることができる。
 - 日々の業務で一職員が携われない（大学教育の質保証の根幹に関わる貴重な業務）。
 - 質保証の「質」が保証すべきは、「学生の成長・学生の成功 (Student Success)」。

事務職員がすべき点

- 設置認可に関する知識やスキルを蓄え、「構造化」すること。
 - 担当者が変わっても経験を伝え、事務的に問題なく対応できる組織を作ること。（職人仕事、業者に丸投げではなく）
 - 外部環境の変化に柔軟に適應できる大学になるために、事務職員として変化に適應できるように学び続ける。
 - 職員だからこそ、大学全体の把握と経営・教育をバランスよく見ることができる。

©TAKUMA Nagayama

40

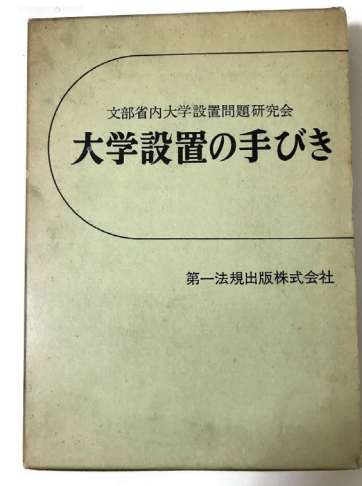
4.おわりに (3)

過去の知見から学ぶ

- 文部省内大学設置問題研究会（1964）大学設置の手引き,第一法規出版
- 出版の経緯（西田亀久夫（元文部省官房審議官）オーラル・ヒストリー P.136~142）
 - 長年やっていて詳しいやつは少ししかいませんから、全員が担当したりすると、相手に対する行政的な指導も十分でない。
 - これは一遍、専門家の知恵のある方を集めて、大学設置をするにはどういう準備をして、どれだけの条件が必要かというのを一冊の本にしようじゃないかというのが、「三十九年大学設置の手引書」。
 - これは熱海の公務員の宿舎が何かに三泊ぐらいしまして、五、六人泊まりこんで、それで皆で原稿をつくりました。大学設置の手引書というのは、当時の私立学校の人に非常に喜ばれました。
 - それが虎の巻になって、それを見ていけば少なくとも事務的には通るのだという。これが私のやった一つの仕事のうちに入ります。

©TAKUMA Nagayama

41



4.おわりに (4)

教員組織（「大学設置の手びき」第四節 P.10~11）

- 教員の資格
 - 大学の基本的な性格が、教育機関であると同時に研究機関であるということから、当然、教員の資格としては、教育者としての資質と同時に、すぐれた研究者としての能力が要求される。大学設置審議会の審査では、個々の教員候補者について、その教育歴と研究業績がくわしく検討され、申請された担当授業科目に適當であるかどうか判断される。
 - したがって、教育歴だけで研究業績のまったくない人は、たとえある大学で教授としての肩書きを持っていても、審議会としては独自の立場から判定し、「教授としては不適當、講師なら可」とされることがあり、その判定を基礎として、その大学の教員組織が成立するかどうか判断される。
 - 大学設置審議会においてある年の審査で「教授として可」と判定された人は、特別な事情のないかぎり、いつこの大学の教員となっても、前の判定による資格が認められるのが原則である。しかし、学問の進歩が早い今日では、十年前に教授として承認されても、その後十年間に見るべき研究業績がない場合には、新しい学問についての指導力に疑いがあり、前判定がそのままには認められないこともある。また、ある授業科目について教授として承認されても、それと異なった科目の担当者として申請されれば、その資格は改めて再審査され、その分野についての業績がなければ、不可とされるか、担当科目不適當とされることもある。

©TAKUMA Nagayama

42

4.おわりに (5)

学校経営の基盤（「大学設置の手びき」第五節 P.12~13）

- 事務組織の重要性
 - 学校が一つの事業体であるかぎり、その経営上の問題を分担処理するための事務組織の重要性を見のがしてはならない。
 - 教員組織のたいせつなことはすでに述べたが、学校経営というものを全体的にながめた場合には、別の見方もできる。もし、学校経営というものを一つのドラマにたとえれば、教員はそれぞれのすぐれた個性をもった役者であり、事務組織は、その劇の演出のためのその他一切の仕事を担当するものである。したがって、舞台の裏方に相当するかげの苦労と努力が要求され、役者の花やかさの裏に埋もれる地味な一面をもっている。ところが、もう一つの側面を見落としてはならない。役者は、自分に割り当てられた役を、定められた脚本どおりに演ずるにすぎない。どの役者になんの役を割りふるかをきめ、それらの個性と能力を見分けて、もっともすぐれた劇の製作を担当しているのは、プロデューサーとしての事務組織の責任者である。
 - 理事者は、このような能力のある人を発見し、その重要な幕僚として信頼を与え、大学という複雑な組織の人事・経理・教務を統括整理する仕事を担当させるべきである。とくに、大学創設時のやっかいな事務を手ぎわよくさばくことは、設置審査を円滑に促進する上に重要な要素である。この面に人材を配置することを怠ったため、無用な停滞と混乱をひき起す例が少なくない。

©TAKUMA Nagayama

43

参考文献

- [「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」中央教育審議会大学分科会,2014/02/12](#)
- [「中央教育審議会大学分科会質保証システム部会基礎資料」中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第8回）会議資料,20210615](#)
- [「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（令和4年度開設用）」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室](#)
- [「令和元年度大学設置等に関する事務担当者説明会資料」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室,2019/11/17](#)
- [「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引（令和3年1月改訂版）」文部科学省高等教育局私学部私学行政課,2020/12/28](#)
- [杉本和弘（2016）大学教育の質保証－誰が何をどう保証するのか－,第22回大学教育研究フォーラム,京都大学吉田キャンパス](#)
- [鈴木克明（2005）IDの視点で大学教育をデザインする鳥瞰図：eラーニングの質保証レイヤーモデルの提案,日本教育工学会第22回講演論文集,2006,337-338](#)
- [塩田邦成「学部新設に見る大学改革のマネジメント事例の研究－同志社大学と立命館大学を事例に－」大学経営政策研究第7号,2016](#)
- [「大学の設置認可制度に関するQ & A－質の高い大学づくりのしくみ－文部科学省」,2007/09/05](#)
- [西田亀久夫（元文部省官房審議官）オーラル・ヒストリー,平成16年度文部科学省科学研究費補助金\[特別推進研究\(COE\)\]研究成果報告書](#)
- [文部省内大学設置問題研究会（1964）大学設置の手引き,第一法規出版](#)